

紀北町建築物耐震改修促進計画

[第三次計画]

令和8年3月

紀 北 町

<u>第1章 はじめに</u>		
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
<u>第2章 計画の基本事項</u>		
1	計画の目的等	3
	(1) 計画の目的	3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2	想定される地震と被害の状況	8
	(1) 紀北町における大規模地震発生の緊迫性	8
	(2) 想定される地震	8
	(3) 想定される建物被害	9
3	建築物の耐震化の現状	11
	(1) 住宅の耐震化の状況	11
	(2) 特定の建築物の耐震化の状況	11
<u>第3章 計画の方針</u>		
1	計画の基本方針	13
2	基本的な取り組み方針	13
	(1) 建物所有者の主体的な取組	13
	(2) 町の支援	13
	(3) 関係者との連携	13
3	計画の目標	14
	(1) 住宅の耐震化の目標	14
	(2) 特定の建築物の耐震化の目標	15
<u>第4章 建築物の耐震化のための施策</u>		
1	住宅の耐震化	17
	(1) 木造住宅の耐震化の支援	17
	(2) 住宅の耐震化の促進	18
	(3) 計画的な耐震化の推進	19
2	建築物の耐震化	20
	(1) 建築物の耐震化の支援	20
	(2) 建築物の耐震化の促進	20
3	まちの安全	21
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	21
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発	21
4	その他建築物の地震に対する安全対策	23

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、令和6年（2024）年には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊、さらには長周期地震動への対策など、建築物における耐震化への取組は多岐にわたります。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成21年度から「紀北町耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）、続いて平成28年度から「紀北町建築物耐震改修促進計画（以下「第一次計画」という。）を策定し、町内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

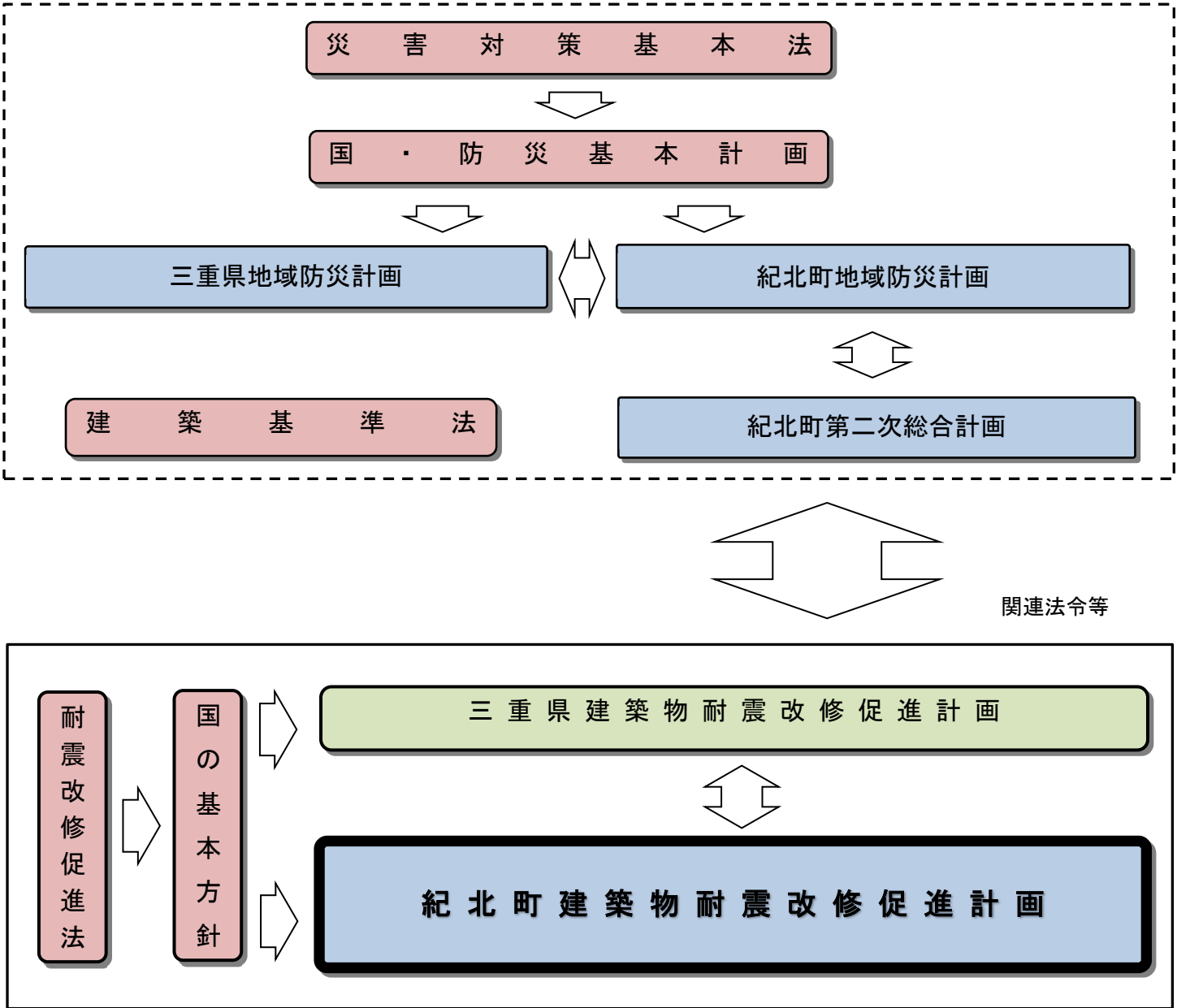
引き続き、建築物に対する耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「紀北町建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」を関連法令として、耐震改修促進法第6条に基づく町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

また、「紀北町地域防災計画」、「紀北町第2次総合計画」と整合し策定しています。

■紀北町建築物耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、紀北町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表2-1】特定の建築物の一覧表

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)			
(1) 多数の者が利用する用途 幼稚園、保育所 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館(一般公共の用に供されるもの)	(ア) 特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ床面積 500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ床面積 1,500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上			
			(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)
			(3)避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(ウ) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
			(4)防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

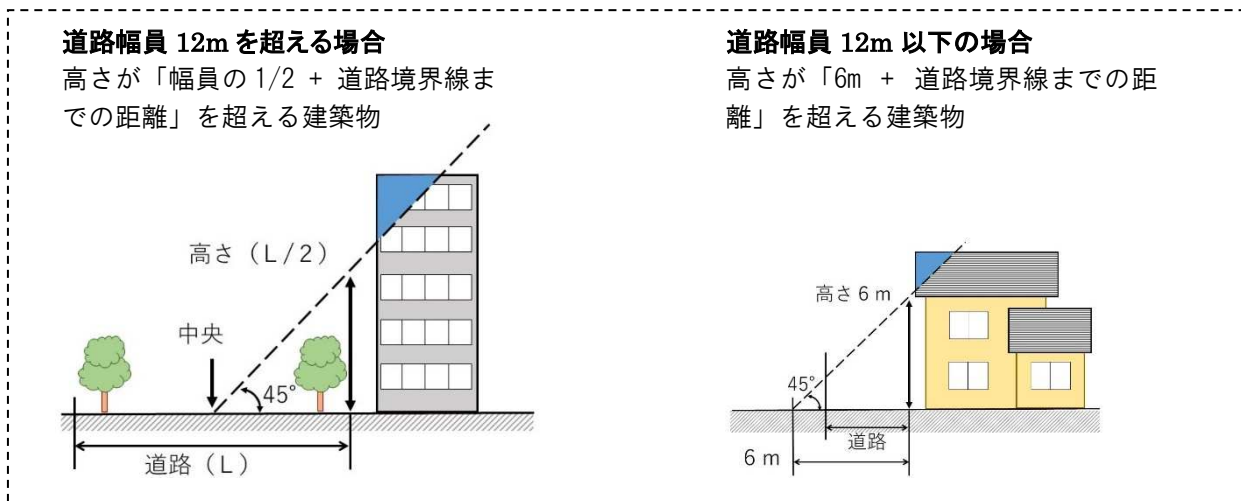
用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類		30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
	第五号	マッチ		300 マッチトン
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2万立方メートル	
第七号	圧縮ガス		20万立方メートル	
第八号	液化ガス		2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		200トン	

- 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）
通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

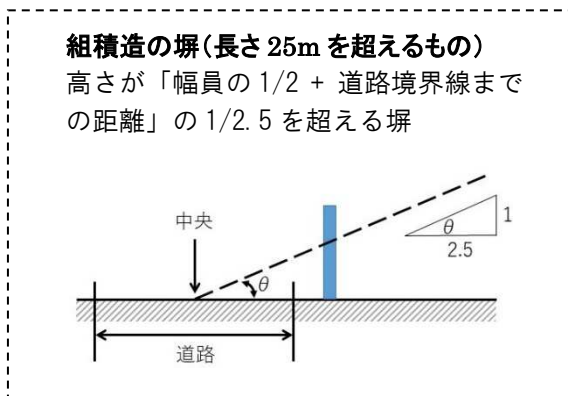
- 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

- 所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項）

建築主事を置く市をいい、その他の市町については県をいう。

2 想定される地震と被害の状況

(1) 紀北町における大規模地震発生の緊迫性

本町が位置する三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町贄浦、紀北町地長島地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、三重県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和7年9月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を60～90%としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

三重県では、南海トラフを震源域とする巨大地震について、また県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめています。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の巨大地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

（3）想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約 55,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 18,000 棟が全壊し、津波により約 32,000 棟が流出すると予測されています。

次に、内陸直下型地震にあたる養老―桑名―四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測されています。

頓宮断層地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 4,700 棟が全壊すると予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化にともなう建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表 2-3】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数

	県計	（北勢）	（中勢）	（伊賀）	（伊勢志摩）	（東紀州）	紀北町
揺れ	約 18,000	約 3,250	約 4,600	約 70	約 6,700	約 3,300	約 1,300
液状化	約 3,700	約 2,130	約 1,110	—	約 330	約 70	約 70
津波	約 32,000	約 4,280	約 4,300	—	約 14,500	約 8,930	約 4,400
急傾斜地等	約 1,700	約 70	約 170	約 100	約 760	約 740	約 300
火災	約 100	約 30	約 30	—	約 30	—	—
計	約 55,000	約 9,760	約 10,210	約 170	約 22,320	約 14,000	約 6,070

（単位：棟）

【表 2-4】 養老-桑名-四日市断層帯の地震おける全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	紀北町
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10	約 10
津波							
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10	約 10

(単位：棟)

【表 2-5】 布引山地東縁断層帯の地震おける全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	紀北町
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100	約 100
津波							
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40	約 20
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200	約 200

(単位：棟)

【表 2-6】 頓宮断層の地震おける全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	紀北町
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10	約 10
津波							
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10	約 10

(単位：棟)

- ※ 表 2-3 は令和 8 年 3 月公表の三重県南海トラフ地震被害想定によります。
- ※ 表 2-4、表 2-5、表 2-6 は平成 26 年公表の三重県地震被害想定結果によります。
- ※ 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、令和5年度の住宅総数（空き家等を除いた居住世帯のある住宅）は727,300戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は648,100戸となります。この統計調査をもとに、紀北町内の空き家等を除いた居住世帯のある住宅の状況を推計すると、令和5年度の住宅総数は6,550戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は5,148戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は78.6%となります。

一方、耐震性のない住宅は1,402戸（21.4%）と推計され、平成25年統計調査時点の3,079戸（40.4%）から10年間で1,677戸減少しています。

また、令和5年度時点を推計すると、住宅総数6,550戸の内、耐震性のある住宅は5,148戸（78.6%）、耐震性がない住宅は1,402戸（21.4%）となります。

【表 2-7】紀北町における住宅耐震化の状況

（単位：戸）

紀北町における住宅戸数		H25年度	H30年度	R5年度
住宅総数		7,620	6,730	6,550
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		4,541 (59.6%)	4,431 (65.8%)	5,148 (78.6%)
昭和56年以降建築①		3,470	3,580	4,370
昭和55年以前建築の住宅総数		4,150	3,150	2,180
耐震性あり	木造住宅 ^(※1)	911	690	632
	木造以外の住宅 ^(※2)	160	161	146
	計②	1,071	851	778
耐震性なし	木造住宅 ^(※1)	3,029	2,269	1,351
	木造以外の住宅 ^(※2)	50	30	51
	計	3,079 (40.4%)	2,299 (34.2%)	1,402 (21.4%)

この表の値は全て紀北町において推計して算出しています

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度末時点で1,983戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

①多数の者が利用する建築物

特定の建築物のうち、町内における多数の者が利用する建築物は、令和6年度末時点で38棟(a)あり、そのうち新耐震基準で建築されたものは24棟(b:63.2%)、旧耐震基準で建築されたものは14棟(c+d:36.8%)となっています。旧耐震基準で建築されたもののうち、12棟(c:31.6%)が、耐震診断や耐震改修により耐震性ありと確認されており、多数の者が利用する建築物における耐震化率は、全体で94.7%となってい

ます。

【表 2-8】紀北町における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況
(用途分類 A、B、C をあわせたもの)

年度		建築物 総数	新耐震基準	旧耐震基準		耐震性あり 建築物数	耐震化率
				耐震性あり	耐震性なし (未診断含む)		
		a=b+c+d	b	c	d	e=b+c	f=e/a
R6	町有建築物	26	15	11	0	26	100 %
	県有建築物	1	1	0	0	1	100 %
	民間建築物	11	8	1	2	9	81.8 %
	合 計	38	24	12	2	36	94.7 %

(単位：棟)

②耐震診断義務付け避難路沿道建築物

避難路沿道建築物は、地震時に倒壊すると道路を閉塞するおそれがある通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（通行障害既存耐震不適格建築物）が該当します。耐震診断義務化路線としては、災害応急対策において特に重要な拠点となる施設を広域的に結び、第1次緊急輸送道路を平成27年から三重県耐震改修促進計画に位置付けており、町内における耐震診断義務付け建築物となる避難路沿道建築物の耐震改修等実施率は0%となっています。

耐震診断により耐震改修が必要になった建築物は、資金面等の問題から次の耐震改修の段階へなかなか進まないことが課題となっています。

なお、通行障害建築物には建築物に附属する組積造の塀も含まれますが、第1次緊急輸送道路においては、道路の通行を妨げる要件に該当するブロック塀はありません。

【表 2-9】緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の状況

年度	義務化 路線 沿道 建築物	耐震診断 済み	耐震性 あり	耐震性 なし	耐震補強 設計完了	耐震改修 工事完了	除却等	未診断	耐震改修等 実施率
R6	2	2	0	2	0	0	0	0	0 %

(単位：棟)

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、耐震性が不十分な住については令和17年までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消としています。

その基本的な方針及び第二次計画における目標を踏まえ、令和12年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取り組み方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、県や町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2）町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

県、町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。また所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標1. 住宅の耐震化	目標：耐震化率 95%以上 (R5 年度推計値：78.6%)
目標の算定式	
耐震化率＝	$\frac{(S55 \text{ 年以前の耐震性のある住宅数} + S56 \text{ 年以降の住宅数})}{(\text{居住世帯のある住宅総数})}$

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 8 年国土交通省告示第 184 号)」の中で、住宅について令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和 12 年までに 95%、令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

三重県においても住宅の耐震化の目標は、95%以上に設定しています。

こうしたことを踏まえ、紀北町における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和 12 年度の目標値を「95%以上」とします。

【表 3-1】紀北町における住宅耐震化率の目標

	R5 年度 統計調査に基づく推計値	R12 年度
耐震化率(目標値)	78.6%	95%以上

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類します。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

【表 3-2】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等 共同住宅、寄宿舎・下宿
			上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗・サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

① 公共建築物の耐震化の目標

町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化率は現在 100%となっています。引き続き、これらの建築物の適切な維持管理に努めます。

【表 3-3】 町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	
			a=b+c	b	C		d=b/a
R6	A	I	18	18	0	100 %	
		II	4	4	0	100 %	
	B	I	0	0	0	—	
		II	0	0	0	—	
	C	I	賃貸住宅等	3	3	0	100 %
			上記以外	1	1	0	100 %
		II	0	0	0	—	
	計			26	26	0	100 %

(単位：棟数)

② 民間建築物の耐震化の目標

町内の民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBを対象とすると、耐震化率は現在 100%となっています。引き続き、所有者・管理者に対してこれらの適切な維持管理を促していきます。

【表 3-5】 民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
			a=b+c	b	c	
R6	A	I	5	5	0	100 %
		II	0	0	0	—
	B	I	2	2	0	100 %
		II	0	0	0	—
	計			8	8	0

(単位：棟数)

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

町は、旧耐震基準木造住宅の耐震化を支援するため、補助制度により、住宅の耐震化の取組を支援します。

② 部分的な耐震改修（一室補強等）に係る支援

「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（中央防災会議）において、『特に、建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、部分的な耐震改修を促進するなどの取組を充実させる必要がある』、『国、地方公共団体は、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を推進する必要がある』という見解が示されました。

費用負担がネックとなって耐震改修をためらう方等のために、安価かつ短期間に設置できる耐震シェルターの設置に係る支援を行います。

③ 耐震性のない空き家の除却に対する支援

耐震性のない空き家の除却に対して、補助制度による支援を行い、地震発生時に木造住宅が倒壊し、道路を閉塞するなどして、避難行動や救命活動、復旧・復興活動が阻害されないよう取り組みます。

④ 耐震補強工事に要する費用の低減の推進

耐震補強工事の際に、床や天井の張り替えを最小減にして補強壁を取り付ける低コスト工法や、部材やその接合部等を詳細に検証することで、補強工事費用の低減が期待できる精密診断法による耐震設計の導入を促進するため、設計者や工事事業者等を対象に講習会を開催します。

⑤ 補助金に係る代理受領制度の導入

耐震補強工事の補助金は、通常、工事が完了し、業者への支払い完了後に、町から申請者である住宅所有者に支払われるため、一時的に補助金分も含め所有者が業者に対して立て替え払いをする必要があります。この所有者の負担を軽減するため、補助金の申請者である所有者の委任により、工事を行った業者が、所有者の代わりに直接補助金を請求し、受領することができる「代理受領制度」を導入しています。

(2) 住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

本町建設課・県建築開発課・住宅政策課及び県建設事務所において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けています。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせた耐震改修が行われるよう誘導していきます。

引き続き、相談を受け付けるとともに、県の担当部署や関係団体に設置された相談窓口等を充実していくよう促していきます。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、県や関係団体と連携し実施していきます。

③ 町広報や行政放送番組、インターネット等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、広報きほくや行政放送番組のほか、町ホームページに耐震に関する情報、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っていきます。

④ 防災教育を通じた啓発

学校における防災教育の場を通じ、生徒や参観していただいた保護者等に、住宅耐震化の必要性の認識を深めていただくとともに、子どもから親や祖父母等に「防災の重要性」が伝えられることによる家庭での耐震化意識の共有促進に取り組みます。

⑤ 地元組織を通じた啓発

住宅の耐震化の促進は、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対するその取り組みを広げるためには、町民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのためには、地域の組織されている自主防災会などが自主的な防災活動や耐震化などの啓発に取り組めるように、自主防災研修や講演会などを実施し、地域防災組織の支援を行い、地域の防災力の強化を図ります。

地域の防災力を強化することにより、自治会や自主防災組織等の地域防災組織による、

住宅・建築物の耐震化や防災対策の啓発を図ることができます。

(3) 計画的な耐震化の推進

町では、計画的な耐震化の推進のため、町民のみなさんが安心して住宅の耐震化を考えていただけるよう、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、継続的かつ効果的に普及啓発に取り組みます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

町では、特に防災上重要な建築物等の耐震化を促進するため、各部局の補助制度により、建築物の耐震化の支援を行います。

(2) 建築物の耐震化の促進

町では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化状況の公表や指導、助言等を行います。

① 耐震化を促進する環境整備

町では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

(相談窓口での情報提供)

住宅と同様に、本町建設課・県建築開発課・住宅政策課及び県建設事務所において、所有者等からの相談に対応します。

3 まちの安全

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

三重県は地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定します。

(耐震診断義務化対象路線の指定)

三重県建築物耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

またその結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震補強設計、耐震改修の実施に必要な費用を負担します。

③ 密集市街地等における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。

また、令和5年統計調査によると、県内の管理不全の空き家は住宅総数の16.3%（約142,700戸）を占め、今後も増加するものと考えられますが、密集市街地では、空き家率も高く、その対策はまちの安全対策にとっても非常に重要と言えます。

そこで、町では、平成30年度から、一定の要件を満たす耐震性のない木造住宅を対象に、その除却工事に対する補助を実施しており、県とともに、空き家対策と連携した取り組みも進めていきます。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

三重県では、三重県南海トラフ地震被害想定において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老—桑名—四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また津波に関し、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の

津波断層モデルを用いて「津波浸水予測図」を作成し公表しています。

町ではこれらを基に、地域の災害予測を把握し、町民あるいは地域社会それぞれが適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等における安全対策

平成30年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページで掲載することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。なお、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者等に対して、撤去費用の一部を補助します。

② 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。町では高齢者等の世帯を対象に家具転倒防止器具を無料で取付を行う事業を実施しています。